

しずおか焼津信用金庫 投信インターネットサービス

電子交付サービスのご案内

「電子交付サービス」とは、これまで郵送にてお届けしていた各種報告書等をインターネットを通じてご提供するサービスのことで、

●ご利用いただける方

投信インターネットサービスのお申込みをいただいている方。

●お申込方法

- ・当金庫本支店窓口にて「電子交付サービス」のお申込みが必要となります。
- ・お申込みの際は、投資信託指定預金口座のお届け印鑑、ご本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参下さい。
- ・既に当金庫にて投資信託のお取引をされている場合は、当該お取引をされている店舗にて、お申込みをさせていただきます。また、当金庫にて投資信託のお取引をされていない場合は、投資信託の口座開設のお申込みも必要となります。

●ご利用時間

午前7:00～翌午前2:30 ※本サービス休止中はご利用いただけません。

●電子交付書面・閲覧タイミング

電子交付対象書面	閲覧タイミング
取引残高報告書	作成日の翌々営業日午前8時から
取引報告書	作成日の翌営業日午前8時から
分配金・償還金報告書（支払通知書）兼再投資報告書	作成日の翌々営業日午前8時から
特定口座お振込代金のご案内	
特定口座からの払出し通知書	
運用報告書	※1

※1 決算期毎（年1回または2回）に当金庫が運用報告書を登録します。

※ 登録後から閲覧が可能となります。

※ 閲覧が可能になりますと、お客さまのホームページに「未読」として表示されます。

※ 「特定口座年間取引報告書」およびNISA制度に関するご報告については、電子交付の対象外です。

●ご注意事項

- ・電子交付・郵送の併用はお取り扱いできません。
- ・電子交付対象お取引は、インターネットによるお取引、窓口によるお取引の両取引が対象となります。
- ・電子交付書面閲覧可能期間は、「運用報告書」は5年半、「運用報告書以外」は5年間です。
- ・一度電子交付された書面（作成基準日が到来し、電子交付が確定している書面を含む）は、郵送で交付できません。
- ・投信インターネットサービスをご解約された場合は、「電子交付サービス」のご利用も終了となります。
- ・投信インターネットサービスをご利用期間中に電子交付された書面は、閲覧可能期間中であっても、同サービスの解約によって、インターネット上で閲覧できなくなりますので、お客さまのパソコンに保存されることをお勧めします。
- ・投信インターネットサービスのご解約後も投資信託のお取引を継続される場合、同サービスのご解約日以降の報告書等は郵送で交付いたします。

以 上

(2019年7月16日現在)